※個人の見解が多数含まれています。 内閣府の公式見解ではないことをご了解いた だければ、資料のご活用は自由です。

# 「我が国の災害対策」及び「NPO等と行政との協働・連携」について



平成29年12月 内閣府(防災担当) 児玉

# 我が国の災害の歴史

### (1) これまでの災害-伊勢湾台風-

### わが国の国土の条件と時代背景

- ◆ わが国の国土の条件:災害を受けやすい自然的環境
- ○南北に細長く続く日本列島は、夏から秋にかけて南方海上で発生する<u>台風の</u> 進路に当たり、毎年被害が発生
- ○わが国は、山が多く平野が少なく、河川の勾配が急であるため、 大雨が降れば氾濫しやすい地形
- ○太平洋環状火山帯の上に位置するため、過去幾多にわたる 火山の噴火や地震による被害が発生
- ◆ 時代背景:戦争による疲弊
- ○戦争中の山林の濫伐、戦争の打撃による国家の極度の疲弊





### 伊勢湾台風の特徴と教訓

#### ◆ 災害の特徴

○台風の速度、コース等の自然的条件も最悪であったが、<u>都市の開発に際しての防災上の配慮の欠如、水防体制の未整備、不適切な警報の伝達指示</u>など人災的側面もあり、多数の人的・物的被害が発生

### ◆ 被害の概要

死者:4,697人 行方不明者:401人 物的損害:7,000億円超



### 大規模災害時対応の体制未整備・防災に関する統一的な制度の不在

政府における大規模災害時対応に係る体制が未整備であり、また、<u>災害関係の法律は一本化しておらず</u>、事務も各省行政の中にバラバラに組入れられており、責任の所在も不明確で、<u>総</u>合的有機的な制度としては動かない状態

### 災害対策基本法の制定

- 国、地方公共団体、公共機関等の統一的かつ計画的な防災体制の整備を図るため、災害対策の最も基本となる法律を初めて制定
- 法に基づく中央防災会議の設置、防災に関する総合的かつ長期的な計画である防災基本計画の作成

### (2) これまでの災害-阪神・淡路大震災-

### 阪神・淡路大震災の特徴と被害

- ◆ 都市の直下を震源とする大規模地震による都市型災害
  - ○住宅の倒壊、ライフラインの寸断、交通システムの麻痺
  - ○膨大な被災者の発生
  - ○ボランティアによる活動 等

【人的被害】(平成18年5月現在)

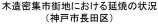
- ・死者6,434人・行方不明者3人
- ・負傷者43,792人

【住家被害】 (平成18年5月現在)

- ・全壊104,906棟
- ・半壊144,174棟



地震直後に火災発生 (神戸市)





### 阪神・淡路大震災の主な教訓と対策

### 【体制】

- ○官邸における危機管理の体制が万全ではなかった
- ○初期情報の把握・連絡体制が機能しなかった

#### 政府の危機管理体制の整備(平成10年)

内閣危機管理監・危機管理専門チームの設置、緊急 参集体制の構築・緊急参集チームの設置、官邸危機管 理センターの整備・24時間体制化



### 災害情報の把握・連絡体制の整備(平成8年)

24時間体制の内閣情報集約センターを設置、総理等 への速報体制の構築、地震情報の迅速な発表・伝達体 制の整備

### 【制度】

- ○耐震化が不十分な建築物の倒壊等による多数の被害発生
  - ・犠牲者の8割弱が建築物の倒壊等による圧迫死



- ○収入・資産の不足により、事前の保険加入・耐震化や 事後の生活再建を行えない被災者が多数存在
- ○ボランティアによる活動などの有用な実例
  - ・延べ137万7,300人のボランティアが全国から 駆けつけ(「ボランティア元年」)



### 建築物の耐震改修促進法の制定(平成7年)

新耐震性基準を満たさない建築物について積極的な 耐震診断や耐震改修の促進



### 被災者生活再建支援法の制定(平成10年)

被災者に対する必要最小限の公助(セーフティネッ ト)の創設



### **災害対策基本法、防災基本計画見直し**(平成7年)

自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動 の環境整備の新設など、有用な実例の取り込み

### (3) これまでの災害 - 東日本大震災 -

### 東日本大震災の特徴・被害概要

#### ◆ 史上最大の地震・大津波の発生、広域かつ甚大な被害

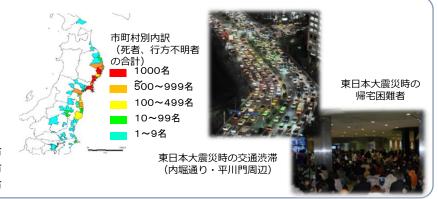
- ○マグニチュード9.0という観測史上最大の巨大地震
- ○地震、津波に加えて原子力事故災害の発生による複合災害
- ○東北地方の沿岸部を中心に広域かつ甚大な被害

#### 【人的被害】 (平成27年3月現在)

- ・死者(震災関連死を含む)19,225名
- · 行方不明者 2,614名

【建築物被害】(平成27年3月現在)

- ・全壊
- 127,830戸
- ・半壊 275,807戸
- ·一部破損 766,671戸



### 東日本大震災の教訓と対策

### ○最大クラスを想定した災害への備えが不十分

- ・これまでの想定を超える規模の地震と津波の発生
- ・戦後最大の死者数を記録するなど、極めて甚大な 人的・物的被害
- ・首都圏における帰宅困難者の発生

### ○自然災害と原子力事故災害の複合災害の想定が不十分

- ・「安全神話」によって、想定できたはずの原発事故 を想定することができなかった
- ・根本的原因としての「規制の虜」(規制する側が 規制される側の虜に)と「思い込み(マインドセット)|

### ○都道府県の圏域を越える極めて広域的かつ 甚大な被害の発生

- ・庁舎ごと津波に流されるなど自治体の機能 そのものの喪失
- ・広域的な応援・受援の有効な実例

### 防災対策の抜本的見直し

最大規模の災害を想定しつつ、ハード・ソフトの組合 せによってこれを補完する対策の位置付け

- ・「減災」の考え方を防災の基本理念として位置付け
- ・想定しうる最大規模の洪水等への対策(水防法改正)

### 最大クラスを想定した被害想定の見直し

・首都直下地震・南海トラフ地震等の被害想定を見直し

### 首都直下地震・南海トラフ地震対策の見直し

膨大な数の帰宅困難者の発生や物流機能の低下等の新たな被害想定に基づき、ライフライン及びインフラの維持、道路交通麻痺対策など大規模地震対策の位置付け

### 原子力規制委員会発足など原子力政策の見直し

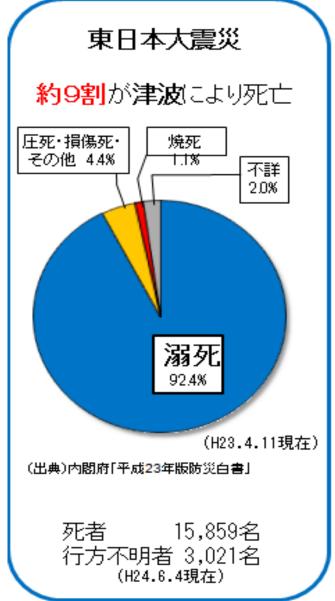
原子力規制を一元的に担うため、原子力規制委員会が 発足

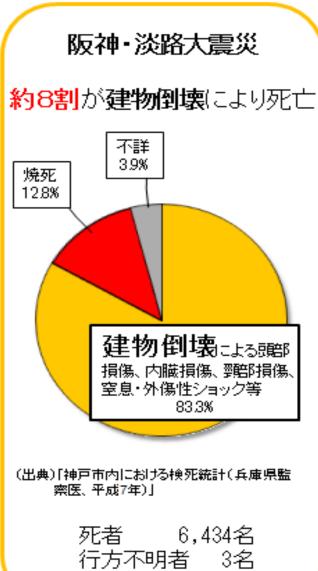
### 災害対策基本法、防災基本計画見直し

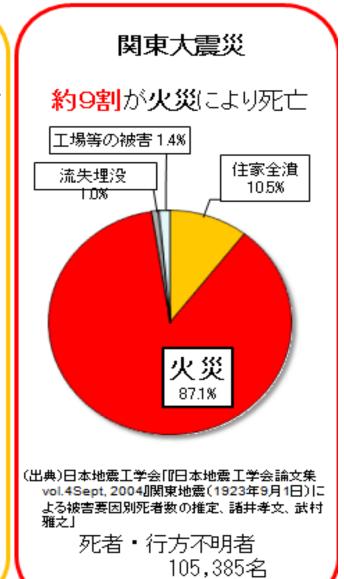
国による応急措置の代行、大規模災害時の応援の円滑 化、被災住民の広域的な受入れ等を新設



### 過去の大地震における人的被害の要因







# 政府の防災体制

### 災害対策基本法の概要



国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする

### 1. 防災に関する理念・責務の明確化

- ○災害対策の基本理念 一「減災」の考え方等、災害対策の基本理念の明確化
- 〇国、都道府県、市町村、指定公共機関等の責務 一防災に関する計画の作成・実施、相互協力等
- 〇住民等の責務 一自らの災害への備え、生活必需品の備蓄、自発的な防災活動への参加等

### 2、防災に関する組織一総合的防災行政の整備・推進

- 〇国:中央防災会議、非常(緊急)災害対策本部
- 〇都道府県•市町村:地方防災会議、災害対策本部

### 3. 防災計画一計画的防災対策の整備・推進

- 〇中央防災会議:防災基本計画
- 〇指定行政機関・指定公共機関: 防災業務計画
- 〇都道府県・市町村:地域防災計画 〇市町村の居住者等:地区防災計画

#### 4. 災害対策の推進

- ○災害予防、災害応急対策、災害復旧という段階ごとに、各実施責任主体の果たすべき役割や権限を規定
- 〇市町村長による一義的な災害応急対策(避難指示等)の実施、大規模災害時における都道府県・指定行政機関による応急措置の代行

#### 5. 被災者保護対策

○要支援者名簿の事前作成

- 〇広域避難、物資輸送の枠組みの法定化
- ○災害時における、避難所、避難施設に係る基準の明確化
- ○罹災証明書、被災者台帳の作成を通した被災者支援策の拡充

### 6. 財政金融措置

〇法の実施に係る費用は実施責任者負担

○激甚な災害に関する、国のよる財政上の措置

### 7. 災害緊急事態

- ○災害緊急事態の布告 ⇒政府の方針(対処基本方針)の閣議決定
- ○緊急措置(生活必需物資の配給等の制限、金銭債務の支払猶予、海外からの支援受入れに係る緊急政令の制定、特定非常災害法の自動発動)7

### 中央防災会議



中央防災会議は、「内閣の重要政策に関する会議」の一つであり、災害対策基本法に基づき、内閣府に設置されている。 会議は、内閣総理大臣を会長とし、全閣僚、主要な公共機関の長及び学識経験者で構成されている。

会議は、防災基本計画の作成や防災基本方針の策定などを行うとともに、内閣総理大臣や防災担当大臣の諮問に応じて、防災に関する重要事項を審議するなど、総合的な災害対策を推進する役割を担っている。

### 中央防災会議

会 長 : 内閣総理大臣

委 員 : 防災担当大臣を含む全国務大臣

指定公共機関の代表4名

(日本銀行総裁、日本赤十字社社長、日本放送協会会長、

日本電信電話株式会社社長)

学識経験者

(小室広佐子東京国際大学教授、渡邉茂治日本消防協会理事、

横倉義武日本医師会会長)

### 専門調査会

災害対策基本法施行令第4条により、中央防災会議の下に設置

〇 防災対策実行会議(平成25年3月26日、中央防災会議決定)

趣旨:防災対策推進検討会議最終報告の単なるフォローアップに とどまらず、最終報告等に基づく各省庁の諸施策の実行を 後押しするとともに、防災対策に係る省庁横断的な課題を

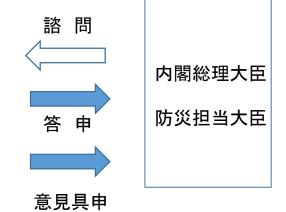
議論し、実行に結び付ける会議体

### 幹事会

会 長 : 内閣府大臣政務官 顧 問 : 内閣危機管理監

副会長: 内閣府政策統括官(防災担当)、消防庁次長

幹 事: 各府省庁局長クラス





第34回中央防災会議の様子

### 災害対策基本法に基づく防災計画



- 防災基本計画は、災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する計画で、防災業務計画や 地域防災計画の基本となるもの
- 指定行政機関・指定公共機関は防災業務計画を、都道府県防災会議・市町村防災会議は地域 防災計画を作成

### 防災基本計画

各種防災計画の基本

中央防災会議(会長:内閣総理大臣)

※内閣総理大臣をはじめ全閣僚、指定公 共機関の代表者、学識経験者により構成

### 防災業務計画

指定行政機関: 中央省庁

指定公共機関:独立行政法人、日本銀行、 日本赤十字社、日本放送協会、通信会社、 電力会社、ガス会社、道路会社、鉄道会社 など

### 地域防災計画

都道府県防災会議(会長:知事)市町村防災会議(会長:市町村長)

地区防災計画

### 【計画に定める事項】

- ○防災に関する総合的かつ長期的な計画
- ○<u>防災業務計画及び地域防災計画において重点</u>をおくべき事項
- ○上記のほか、防災業務計画及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項で、中央防災会議が必要と認めるもの

#### 【計画に定める事項】

- ○所掌事務について、防災に関しとるべき措置
- ○上記のほか、所掌事務に関し<u>地域防災計画の作成の基準となるべき事項</u> (指定行政機関の防災業務計画)

#### 【計画に定める事項】

- ○指定地方行政機関、都道府県及び市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱 (※都道府県の場合)
- ○地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の<u>災害予防</u>、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の<u>災害応急対策</u>並びに<u>災害復旧に関する事項別の計画</u>
- ○地域に係る上記の措置に要する<u>労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調</u> 達、配分、輸送、通信等に関する計画

### 災害発生時における政府の初動対応



### 緊急参集チーム参集基準 (自然災害時)

- 東京23区内で震度5強以上の地震発生時
- ・その他の地域で震度6弱以上の地震発生時
- •津波警報(大津波)発表時
- •東海地震注意情報発表時

### 首都直下型等大規模地震 発生時(震度6強)には、

参集方法:全閣僚は、利用可能なあらゆる手段 を用いて速やかに参集

- ①官 邸(危機管理センター)
- ②内閣府(中央合同庁舎)
- ③防衛庁(中央指揮所)
- (4)立川広域防災基地(災害対策本部予備施設)



平成28年鳥取県中部地震に係る 関係省庁連絡会議



平成28年台風第10号に係る現地調査



災害情報の受信・連絡

- •官邸対策室設置
- •非常参集要員及び各省庁に一斉連絡
- 〇 緊急参集チームによる

事態把握、初動対処集約・調整等

○ 防災担当大臣のリーダーシップのもと対応を協議

緊急参集チーム: 内閣危機管理監(主催)関係省庁等の局長等

〇 情報先遣チーム及び政府調査団の派遣決定

臨時の閣議による本部設置・政府対処方針決定等

非常災害対策本部の設置

(本部長:防災担当大臣)

緊急災害対策本部の設置

(本部長:内閣総理大臣)

政府調査団の派遣

団長: 防災担当大臣又は内閣府副大臣、政務官

構成員:関係省庁の課長級職員

### 政府の災害対策本部の設置



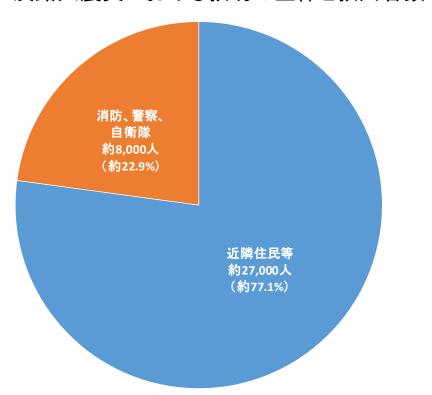
	緊急災害対策本部	非常災害対策本部		
設置基準 の目安	著しく異常かつ激甚な非常災害【法第28条の2】 東日本大震災等の極めて大規模かつまれにみる災害が発生した場合	非常災害【法第24条】 おおむね、死者・行方不明者が百人以上に及ぶ場合(全壊戸数なども考慮)		
設置権者	内閣総理大臣(閣議決定必要)【法第28条の2】	内閣総理大臣【法第24条】		
本部長	内閣総理大臣【法第28条の3】	国務大臣(防災担当大臣)【法第25条】		
副本部長	国務大臣【法第28条の3第4項】 (防災担当大臣及び内閣官房長官)	内閣官房若しくは指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから内閣総理大臣が任命【法第25条第5項】 (内閣府副大臣又は大臣政務官)		
本部員	<ul><li>・全ての国務大臣</li><li>・内閣危機管理監</li><li>・副大臣又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうち内閣総理大臣が任命する者(内閣府副大臣(防災担当))【法第28条の3第6項】</li></ul>	内閣官房若しくは指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから内閣総理大臣が任命【法第25条第5項】 (関係省庁局長級)		
事務局長	内閣府政策統括官(防災担当)			
所掌事務• 権限	<ul> <li>・災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成【法第26条第1号、法第28条の4第1号】</li> <li>・災害応急対策の総合調整【法第26条第2号、法第28条の4第2号】</li> <li>・必要な緊急の措置の実施【法第26条第3号、法第28条の4第3号】</li> <li>・指定地方行政機関、地方公共団体、指定(地方)公共機関に対する必要な指示(本部長の権限)</li> <li>【法第28条第2項、法第28条の6第2項】</li> <li>・指定行政機関に対する必要な指示(緊急災害対策本部長のみの権限)【法第28条の6第2項】</li> </ul>			

# 自助、共助(、公助)

### (1)「ご近所」力

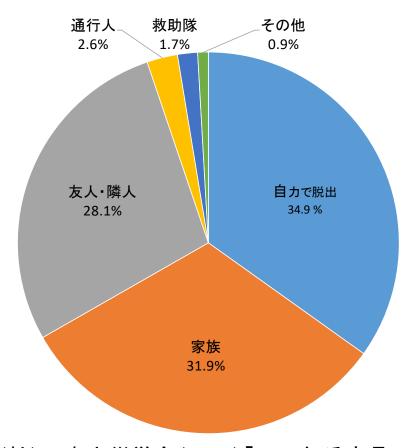
阪神・淡路大震災においては、6~9割が近隣住民等によって助けられている。

阪神・淡路大震災における救助の主体と救出者数



推計:河田惠昭(1997)「大規模地震災害による 人的被害の予測」 自然科学第16巻第1号参照。 ただし、割合は内閣府追記。

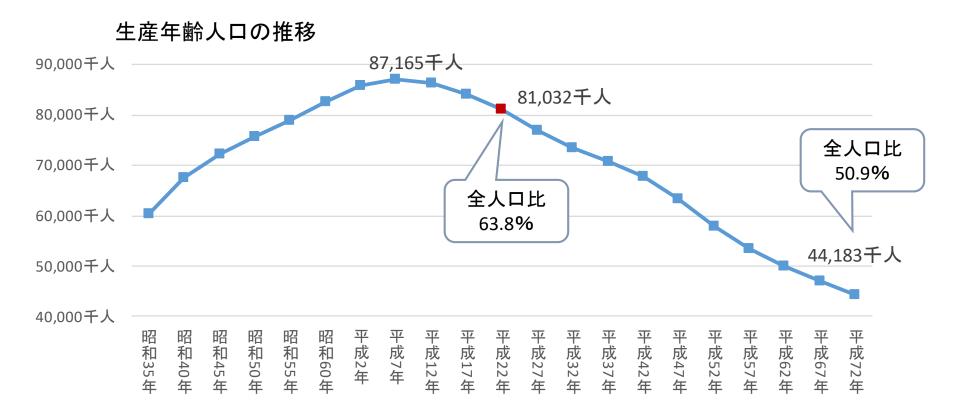
阪神・淡路大震災における生き埋めや 閉じ込められた際の救助主体等



(社)日本火災学会(1996)「1995年兵庫県 南部地震における火災に関する調査報告 書」より内閣府作成

### (2) 生産年齢人口の減少≒「ご近所」力の低下

生産年齢人口(15歳~64歳)の人口は長期的に減少。 全人口比も低下する



出典:昭和35年~平成22年までは、総務省「国勢調査」、平成27年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」をもとに 内閣府作成

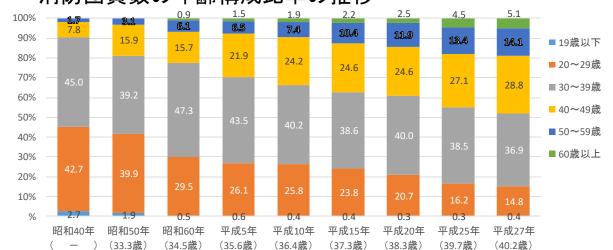
### (3) 消防団の推移

地域の防災力は常備消防(=公助)が基本。 消防団(=共助)は団員数が減少し、高齢化しつつある。



出典:消防庁「消防防災・震災対策 現況調査」をもとに内閣府作成 各年4月1日現在

### 消防団員数の年齢構成比率の推移



出典:消防庁「消防防災・震災対策現況調査」をもとに内閣府 作成 各年4月1日現在

※表中、( )内は平均年齢を指 す。

※昭和40年、50年は「60歳以上」の統計が存在しない。また 昭和40年は平均年齢の統計が 存在しない。

### (4) 自主防災組織の推移

公助には限界がある。自助・共助による防災力の向上が課題

### 自主防災組織の推移



出典:消防庁「消防防災・震災対策現況調査」をもとに内閣府作成 各年4月1日 ※活動カバー率:全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の 世帯数の割合

### (6) 熊本地震における自助・共助の例②

### 御船町「小坂小学校」避難所

- ・避難所に避難した避難者自らが自主的に避難所運営。
- ・避難所運営にあたっての優先事項を決め、効率的に実施。
- ・例えば、感染症予防のためトイレ掃除を徹底的に行う。
- 土足禁止エリアが守られるように、雨の日にタオルを敷いて床が汚れないようにする。
- ・物資の配布に当たっては、軽い順に並べ最後に重い水が渡るよう 物資の並び順に配慮。
- ・服の仕分けもただ単に「子供用」とせず、130cm、140cm、150cmなどとサイズ別に整理したため、物資集積所が乱雑にならずに整理しやすくなっている。



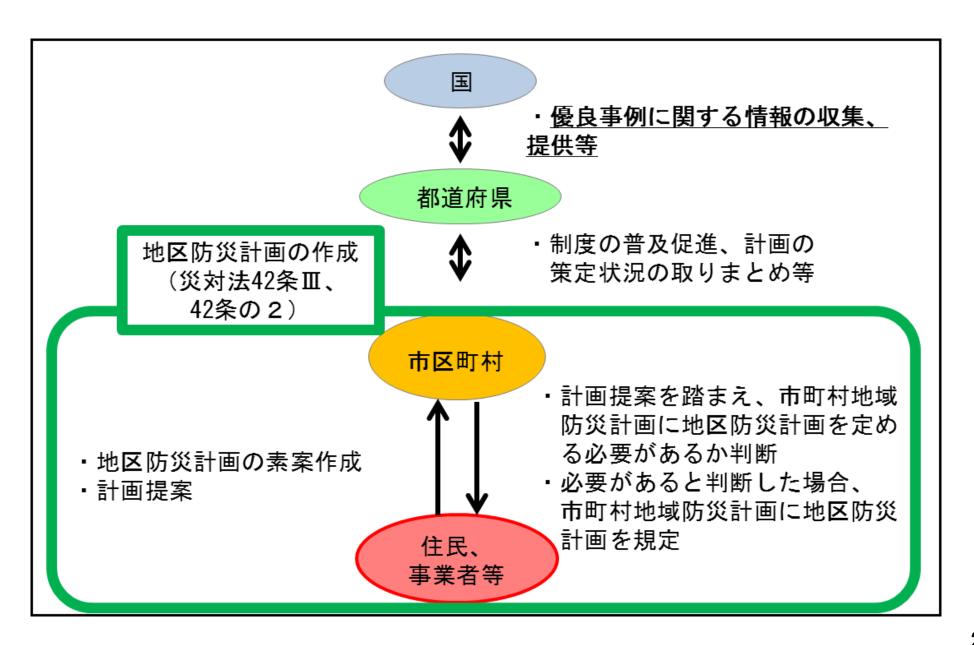
住民自治により整理整頓された物資

### 御船町「緑の村」避難所

・2つの集落14世帯がそのまま避難所に避難したため、通常の自治活動が行われて、 効率的な避難所運営がなされている。

# 地区防災計画

### 地域防災計画と地区防災計画の関係



### 地域防災計画に地区防災計画を規定する方法

地区防災計画を規定する方法としては、下記2通りがあります。

- ①市町村防災会議が、地域の意向を踏まえつつ、地域コミュニティにおける防災活動計画を地区防災計画として市町村地域防災計画に規定する方法 (災害対策基本法第42条)
- ②地区居住者等が、地区防災計画の素案を作成して、 市町村防災会議に対して提案を行い(計画提案)、そ の提案を受けて市町村防災会議を開催し、市町村地 域防災計画内に地区防災計画を定める方法 (災害対策基本法第42条の2)

### 計画提案の流れ(市町村側の心構え)

計画提案の主体は、実際に防災活動を担う地域に居住する者や事業活動する事業者となります。内閣府では、提案前の検討段階から、市町村の担当部署に相談するよう推奨しているため、相談を受けた場合には、管轄市町村の地域防災計画の概要を説明することが望ましく、策定にあたり各助言や紹介を行うことが必要です。なお、計画提案を受けた場合には、「防災会議」において、市町村地域防災計画に規定することが妥当であるかを遅滞なく判断します。



### 先進的な事例 ①

### 【平成26年度モデル地区】石川県加賀市三木地区

当該地区は、福井県あわら市 吉崎地区と市街地が連続して おり、津波が発生した際は、地 続きに避難ができるあわら市内 の小学校に避難場所を設定し ている。石川・福井両県では、 津波の想定などが異なるもの の、両地区では、避難には両地 区が協力して避難計画を策定 する必要があることから、計画 策定に向けて、県境を越えた避 難計画や住民によるハザード マップ作りに取り組んでいる。



《県境を越えた小学校に避難場所を設置》

【特色】県をまたいで計画を策定

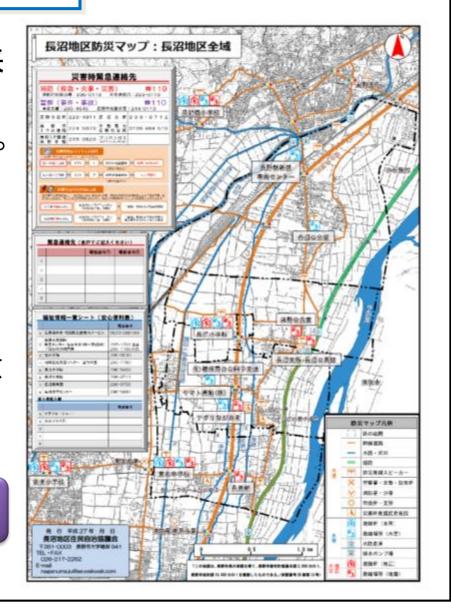
(「平成27年版「防災白書」より)

### 先進的な事例 ②

### 【平成26年度モデル地区】長野県長野市長沼地区

当該地区は、千曲川と浅川に挟 まれた平坦な低海抜地帯であり、 度々豪雨災害に見舞われている。 市、河川事務所(国)等と連携し ながら、住民で相談し、千曲川の 河川水位を基に独自の避難基準 を設定。地区防災計画の策定を 通じて、住民自らが避難に関する 基準についてあらかじめ市と合意 する事を実現した。

【特色】独自の避難基準を設定



### 企業の防災取組 大塚製薬工場と周辺自主防災会(徳島県鳴門市)

### 【平成27年度モデル事業】

情報提供:株式会社大塚製薬工場 内閣府で資料作成

### 地域概要

- ■当該地域は、南海トラフ巨大地震での津波被害が想定される地域。
- ■株式会社大塚製薬工場は、災害時に欠かせない輸液の供給メーカー(国内シェア50%超) 南海トラフ巨大地震等を想定し、BCPを経営計画に組み込み整備済。
- ■平成24年10月に、同社と鳴門市は大規模な災害が発生した場合の食糧、飲料水等の生活必需物資提供、住民の施設の受入れ等を盛り込んだ災害時応援協定を締結。 このほかに同社は、工場周辺の自主防災会と共に防災活動に取り組んでいる。

### 実施内容

- ■同社は、平成25年9月に周辺地域住民、消防署、警察、学校関係 者などを招き、地域の津波避難ビルに指定されている同社工場屋 上の見学会を開催。
- ■平成27年3月29日に、同社と工場周辺自主防災会は、工場の屋上倉庫に防災資機材を備蓄実施。このほかに南海トラフ巨大地震を想定した津波避難訓練を実施。
- ■同社と工場周辺自主防災会による連携に留まらず、<u>地域の小中学校、警察署及び消防団等との連携にも発展</u>。



避難場所 見学会



工場を使った 避難訓練の様子

### 今後の取組

■同社と工場周辺自主防災会(3地区)は共同して、地域の防災活動について取り決める「地区防災計画」の制定に向けて検討開始。

### 地区防災計画作成で大切なこと

### 大切なこととして、主に以下のことがあります

- 地域の二一ズに沿うこと。
- 網羅的ではなく、必要な事項を中心に。
- 地域住民にわかりやすいこと。
- 地域住民が自ら考え、策定するものであること。
- 改善・見直し(PDCA)を常にしていくこと。
- 継続して取り組めるような体制や人材育成を考えること。
- 地域に関わり防災活動に関われるあらゆる方々の協力を得ること (例:学校関係、福祉関係、地域コミュニティ関係、消防団、PT
- A、老人会や婦人会、まちづくり関係 etc)もポイント。
- まずは取り組む意欲・決意を大切に。 (自分たちのレベルに合わせてステップを踏んでいく。)

計画作成プ ロセス

STEP-0 コンセンサス形成 STEP-1 計画進備

STEP-2 素案作成·実施·検証



STEP-3 計画作成・見直し

市町村への提案 外部への働きかけ

STEP-5 継続的な取組に向けた活動

地区住民 (地区リー ダー)

ワークショップ

等の例

行 政

アドバイザー

(専門家)

サポーター

(NPO等)

#### 計画づくりの意義、 重要性を認識

- ・災害に対する備えを学ぶ 仮想体験ゲームなどで楽しみ ながら防災への意識高揚を図る
- 関係者間の連携の構築

取組の重要性の理解



災害時の切迫した状況下での判断や 行動を選択するカードゲーム。

イベント等による意識高揚

#### 防災運動会



防災訓練をシミュレーションした運動 会(担架リレー、バケツリレー、防災ク イズ等)。

実践的なイメージ作り

#### 辭難行動劇(eVAG)



ロールプレイによる避難行動シミュ レーションゲーム。

計画づくりへの支援

#### 計画策定関係者との調整

- 目的の共有
- ・地区の課題(避難所、避難 ルート、要支援者)の抽出
- •資料収集
- ・まち街歩き、防災マップの作成
- サポーターとの調整
- •役割分扣
- 計画作成の取組内容検討
- スケジュールの検討

課題・対策のイメージ作り

#### 避難所運営ゲーム(HUG)

避難者の配置やトラブル対応を模擬 体験する、避難所運営シミュレーション。

> 災害リスクの特定・理解と 我がこと感の認識

#### まちあるき・防災マップ作り



まちあるきにより危険箇所や避難場所 等を確認し、防災マップを作成する。

#### 災害図上訓練(DIG)



災害発生を想定し、災害状況や予測 される危険等の情報を大地図に記入 していく訓練。

アドバイザー等の派遣支援

#### 計画の重要性の啓発

サポーターのスキルレベルに合わせて参加

#### 住民参加ワークショップ

- 地区の課題を共有
- 課題に対する対策を検討
- 計画素案に基づく訓練の企
- 訓練の実施
- ・訓練の結果に基づく検証

#### 地区防災計画作成

- STEP-2の実施内容をもとに、 活動を取りまとめて、地区防災 計画を作成
- 作成した地区防災計画の運 用の検討

取組の体系化

計画文書化ワーグョップ

活動をとりまとめ文書化する。グラフィック・

計画運用に向けた整理

課題整理ワーケショップ

グループワーク等で今後の課題整理や計

画運用のための仕組みの検討を行う。

レコーディングを活用して視覚的にまとめ

る等。

#### 計画提案

- 市町村防災会議に 計画提案(市町村地 域防災計画への盛り 込み)。
- 防災活動の取組み をHP等で情報公開

#### 継続的な取組

- 計画の評価・見直し・成果の共有・平常時の活動・活動の継承
- ・後継者の育成 ・マネジメントの強化

#### 課題抽出·対策案検討

#### 課題抽出ワーケショップ

グループワーク等(下記参照)で地区の課 題を抽出し、対策を検討。対策の実効性を 確認するための訓練を企画する。

#### ■ワールド・カフェ

4~5人のグループメンバーが度々入れ替 わることで、様々な意見を出し合う方法。

#### ■災害エスノグラフィー

災害経験をKJ法等により論理化・構造化し、 教訓や課題をまとめる方法。

#### ■課題分析

課題マップやロジックツリーを用いて課題の 要因を具体的に掘り下げ、対策を検討する。

対策の実践・実効性の確保

### シミュレーション/実験訓練



訓練を実施し、訓練結果に基づき計画の 検証を行う。

- ・ファシリテーター派遣支援
- ・アンケート照査実施支援 ・ワークショップツールの提供、紹介
- •訓練実施支援
- 取り組み会場提供

#### 他地区への水平展開 と広域的な普及・啓発

- ・内閣府HP等を活用 して先進事例として公
- 計画作成事例をもと に、他地区へ水平展
- 地区防災計画フォー ラムを開催し、広域的 な普及・啓発を促進 ・計画提案者にわかり やすいマニュアルを 作成

4年度目 地区防災計画の スパイラルアップ イベント等で 福野を拡大! 多様な主体の 後繼者育成 取り込み 3年度目 訓練の実施 モチベーションアップ! 成果の共有 訓練の 2年度目 計画の評価・ 見直し A X TI TO 計画策定 計画運用の仕組みづくり

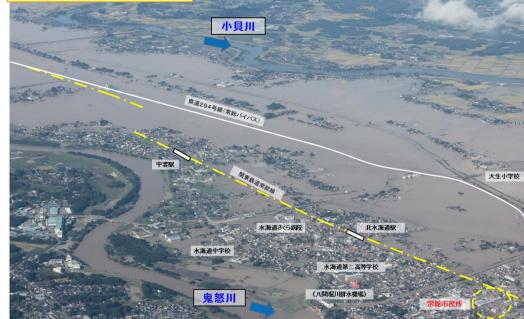
## 平成27年9月関東・東北豪雨

### 平成27年9月関東・東北豪雨(鬼怒川の氾濫)

### <mark>鬼怒川下流域における被害状況</mark> ※平成27年10月22日16時時点

項目	状 況		
人的被害	常総市(死亡2名、重症2名、中等症11名、軽症17名)		
住家被害	常総市(全壊50棟、大規模半壊914棟、半壊2,773棟、 床下浸水2,264棟) 結城市(半壊11棟、床上浸水38棟、床下浸水155棟) 筑西市(大規模半壊68棟、半壊3棟、床下浸水18棟)		
救助者	ヘリによる救助者数 1,339人 地上部隊による救助者数 2,919人		
避難指示等	①避難指示 11,230世帯, 31,398人 ②避難勧告 990世帯, 2,775人		
避難所開設等	避難者数 1,786人 (市内避難所 840人,市外 946人)		

### 茨城県常総市の被害風景





### 水害時における避難・応急対策の今後の在り方について(報告)



- 対策の方向性 ◆東日本大震災の教訓を踏まえ、防災関連の制度は充実が図られてきた
  - ◆既存制度を十分に活用するため、以下の7つの対策に取り組み、実効性確保のための訓練を定期的に実施
  - ◆次の2点については、今後、具体的な方策を検討
    - ・人口稠密地域における大規模かつ広域的な避難のあり方
    - ・被災市町村への災害対応支援の仕組み

### 1. 水害に強い地域づくり

○地域住民による自主的な防災活動の取組推進

地域の危険性を認識できるよう水害リスクを分かりやすく開示

住民による水害対応体制の構築、住民向けの冊子の作成、防災教育の推進

- 〇水害保険・共済の普及促進
  - 「保険・共済の情報提供ガイドライン(仮称)」の策定
- 〇地域全体での事前の地域づくりと被災後の生活再建

#### 2. 実効性のある避難計画の策定

- 〇ハザードマップ(避難地図)と避難計画の改善
- ハザードマップに早期の立退き避難が必要な区域を明示 市町村の避難計画策定等を支援するための協議会等の仕組みの構築
- ○病院等における避難確保計画・BCPの策定推進
- ○指定緊急避難場所の指定・避難行動要支援者名簿の作成促進
  - 3. 適切な避難行動を促す情報伝達
- 〇避難勧告等の躊躇なき発令

避難場所が未開設でも、状況が切迫した場合には避難勧告等を発令

- 〇避難勧告等の確実な伝達
- ○細やかな情報提供と「顔の見える関係」の構築

#### 4. 行政の防災力向上

- 〇市町村長・職員の研修・訓練等による防災体制の強化 就任して間もない市町村長に研修受講を積極的に働きかけ 市町村職員向けの標準テキストの作成
- 〇浸水に対する行政の備え

「大規模災害時における地方公共団体の業務継続計画の手引」の改定

### 5. 被災市町村の災害対応支援

#### 〇水害対応の手引きの作成・周知

「市町村のための水害対応の手引き」の作成、通知・ガイドラインの紹介

- ・専用の災害対策本部、支所への応援、マスコミ対応専任者の選任
- ・早期の生活再建に資する制度の概要等
- 〇被災市町村の災害対応を支援する体制の確保

受援計画の策定、市町村間の相互応援協定に基づく応援派遣要請 応援の派遣要請・受入調整等を積極的に都道府県が支援

被災経験があり対応力の高い市町村職員等の応援派遣を検討(事前にリスト化) 国の現地対策本部で専門分野毎の応援部隊の調整

激甚災害指定、災害救助法適用等の手続き迅速化のため、国の職員を派遣

#### 6. 被災生活の環境整備

- 〇避難所における生活環境の確保
- 「避難所運営ガイドライン(案)」の策定

「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン(案)」の策定 「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン(案)」の策定

- 〇医療サービスの確保
- DMAT、JMAT等の活動を調整する災害医療コーディネーターを活用
- 〇災害時の防犯対策
- 〇災害廃棄物の迅速な処理

#### 7. ボランティアとの連携・協働

○ボランティアとの積極的な連携

災害支援情報共有会議により、行政とボランティアとの情報共有を促進

〇円滑な受入と継続的な支援

### 関東・東北豪雨 常総市におけるボランティア活動について

### 9月10日(木) 発災

#### <一般ボランティアの動き>

- 9月12日(土) 茨城県災害ボランティアセンター開設(石下総合体育館内) 5千人以上が活動。 9月30日(水)閉鎖し、市ボランティアセンターに一元化。
- 9月13日(日)常総市災害ボランティアセンター開設 (常総市社会福祉協議会内) 3万人以上が活動(10月25日現在) シルバーウィークには1日3千人以上が活動 現在、平日は1日300人程度。ニーズに対して不足気味。

#### <組織的なボランティアの動き>

- 9月15日(火) 県、市、NPO団体等の担当者レベルを集め、ボランティアセンターの 運営方法等について、常総市水害対応NPO連絡会議を開催。
  - ・これまでに全国から67のボランティア団体、NPO等が参加(10月13日現在)
  - ・事務局は「たすけあいセンター"JUNTOS"」 (茨城NPOセンター・コモンズ)
- 9月23日(水) 常総市からの依頼に基づき、食事内容や配膳方法、配食時間、居所 の整序等の避難所の生活改善方策等を避難所毎に具体的に提案。 以降、継続的に提案。
- 9月29日(火) 常総市長、県次長、NPO等及び内閣府が一堂に会した会議を開催。 生活改善、災対本部の参画等について方向性を示した。
- 10月10日(土) 在宅避難者、半壊への支援等の今後の主な生活課題を整理した「常総市における被災者支援策に関する提案について」を作成し、常総市長に提案。

#### 一般ボランティアの主な活動

- ・浸水家屋の泥だし、家財等の搬出、清掃
- •大型災害廃棄物の運搬・回収補助
- ・救援物資の整理・仕分け
- ・小学校グランドや側溝等の土砂等の撤去







常総市災害VCフェイスブックより

#### 組織的なボランティアの主な活動

- ・避難所や地域での炊き出しとその調整
- ・避難所の環境整備と福祉避難スペースの確保
- ・在宅避難者への炊き出しやサロンの開催
- ・小学生の通学等の移動手段の確保のための カーシェアリング
- ・外国人支援(ポルトガル語による情報紙の発行 や各種相談対応)





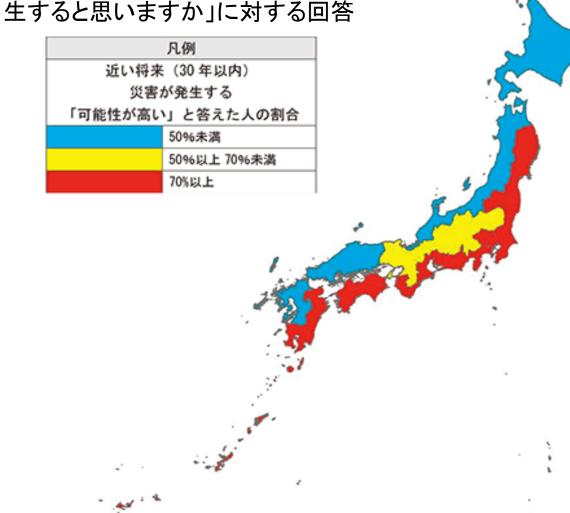
たすけあいセンター「JUNTOS」フェイスブックより

# 平成28年熊本地震

### 大災害に対する地域別の危機意識(調査時点:平成28年2月)



「今、あなたが住んでいる地域に、将来(今後30年程度)、大地震、大水害などの大災害が発生すると思いますが、に対する回答



出展:平成28年版 防災白書

- ・平成28年2月に行った、全国の15歳以上の男女約1万人を対象にしたWEBアンケート
- ・地域については、都道府県ごとの回答の傾向に 応じて回答数が1000以上になるように、都道府県 を次の7地域に分類している。
- ①北海道・東北日本海側・北陸 (N=1,403)

北海道、青森、秋田、山形、新潟、富山、石川、福井

②東北太平洋側(N=1,099)

岩手、宮城、福島、茨城、千葉

③関東南部 (N=1,094)

埼玉、東京

④本州太平洋側(N=1,439)

神奈川、静岡、愛知、三重、和歌山

⑤内陸・近畿北部 (N=2,224)

栃木、群馬、山梨、長野、岐阜、滋賀、京都、奈良、大阪、兵庫

⑥中国・九州東岸以外(N=1,557)

鳥取、島根、岡山、広島、山口、福岡、佐賀、長崎、熊本

⑦四国・九州東岸・沖縄(N=1,184)

徳島、香川、愛媛、高知、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

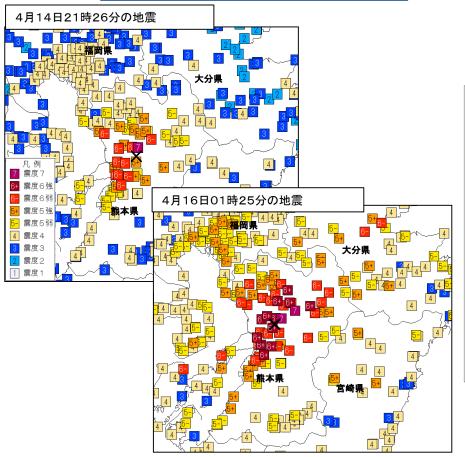
### 平成28年熊本地震 地震概要

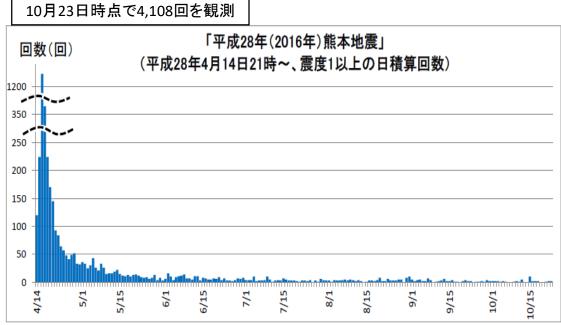


- 4月14日21時26分の地震以降、震度6弱以上を観測する地震が7回発生、 うち2回は震度7。震度1以上を観測する地震は4,000回を超えた。
- 〇 熊本地方及び阿蘇地方における平成28年(2016年)熊本地震の一連の地震活動は、全体として引き続き減衰しつつも、活動は継続。 (「2016年9月の地震活動の評価」平成28年10月12日地震調査研究推進本部)

### 震度分布

震度1以上を観測した地震の日別回数





### 平成28年熊本地震 被害状況(人的被害、物的被害)



- 〇 熊本県を中心に、多数の家屋倒壊、土砂災害等により死者119名、重軽傷 者2,408名の甚大な被害
- 電気、ガス、水道等のライフラインへの被害のほか、空港、道路、鉄道等の 交通インフラにも甚大な被害が生じ、住民生活や中小企業、農林漁業や観 光業等の経済活動にも大きな支障

〇人的被害		死者(1月19日現在)	重軽傷者(12月14日現在)	
	人数	183名	2, 692名	

うち、警察が検視により確認している死者数 50人

### ○住家被害(12月14日現在)

都道府県名		住宅被害		非住家	<b>就害</b>	火災(件)
10 担	全壊	半壊	一部破損	公共建物	その他	<b>大火(計</b> )
熊本県	8,360	32,261	138,224	325	4,262	15
大分県	9	214	7,903		62	
その他		3	255		3	
合 計	8,369	32,478	146,382	325	4,327	15

### 〇ライフライン被害

	最大戸数	復旧状況
電力	47万7000戸	4月20日復旧
ガス	10万5,000戸	4月30日復旧
水道	44万5,857戸	7月28日復旧

# 平成28年熊本地震 政府の対応①



<4月14日>

21:26 地震発生 場所:熊本県熊本地方、深さ約11 k m (暫定値)

規模:マグニチュード6.5(暫定値)

21:31 官邸対策室設置、緊急参集チーム招集

21:36 総理指示発出

21:55 緊急参集チーム協議

22:10 非常災害対策本部設置

23:21 非常災害対策本部会議

(本部会議を31回開催、うち総理出席20回)

23:25 情報先遣チーム派遣

災害救助法及び被災者生活再建支援法を適用

<4月15日>

10:40 非常災害現地対策本部設置(⇒9月16日廃止)

13:00 非常災害現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議

(合同会議を46回開催)

<4月16日>

1:25 地震発生 場所:熊本県熊本地方、深さ約12 k m (暫定値)

規模:マグニチュード7.3(暫定値)

プッシュ型物資支援を開始

<4月17日>

平成28年熊本地震被災者生活支援チーム設置

<4月20日>

予備費23億円(プッシュ型物資支援の財源)の使用を閣議決定

<4月23日>

安倍総理による熊本地震に係る被災状況視察(第2回4月29日、第3回6月4日)

(⇒5月13日、国による 物資調達終了)

# 平成28年熊本地震 政府の対応②



# <4月25日>

激甚災害(本激)の指定を閣議決定(4月26日公布・施行)

《根 拠 法》激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 (昭和37年法律第150号)

《指定の効果》公共土木施設、農地等の復旧に係る国庫補助率の嵩上げ/中小企業者への災害 復旧貸付に係る特例 等

# <4月28日>

特定非常災害の指定を閣議決定(5月2日公布・施行)

《根 拠 法》特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律 (平成8年法律第85号)

《指定の効果》行政上の権利利益の満了日の延長/期限内に履行されなかった行政上の義務の 不履行に係る免責/法人の破産手続開始の決定の特例/相続の承認又は放棄 すべき期間の延長

# <5月5日>

河野防災担当大臣による熊本地震に係る被災状況視察 (第2回6月15日)

# <5月10日>

大規模災害からの復興に関する法律に基づく非常災害の指定を閣議決定(5月13日公布・施行)

《根 拠 法》大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号) 《指定の効果》公共土木施設等の災害復旧事業等の国等による代行

# <5月17日>

平成28年度補正予算成立(7,780億円)

### <5月31日>

熊本地震復旧等予備費の使用を閣議決定(第一弾 約1,023億円)

(6月14日に第二弾 約590億円、6月28日に第三弾 約210億円、7月26日に第四弾 約654億円 の使用を閣議決定)

# 平成28年(2016年)熊本県熊本地方を震源とする地震非常災害対策本部



平成28年4月14日21時26分に発生した「平成28年(2016年)熊本地震」を受けて、同日、災害対策基本法第24条第1項の 規定に基づき、「平成28年(2016年)熊本県熊本地方を震源とする地震非常災害対策本部」を設置

翌4月15日には、同本部に、「平成28年(2016年)熊本県熊本地方を震源とする地震非常災害現地対策本部」を設置

# 非常災害対策本部

設 置 者: 内閣総理大臣

本 部 長: 内閣府特命担当大臣(防災)

本 部 員: 関係省庁局長級(内閣総理大臣が任命)

設置要件 : 非常災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により当該

災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるとき

所管区域 : 平成28年熊本県熊本地方を震源とする地震によって被災した都道府県

設置場所 : 東京都(内閣府(中央合同庁舎第八号館))

設置期間 : 平成28年4月14日から災害応急対策を推進するため必要と認める期間

所掌事務 : 災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成

災害応急対策の総合調整 非常災害に際し必要な緊急の措置の実施



# 事務局

事務局長 : 内閣府政策統括官(防災担当)

# 事態総括班

事務局全体を指揮総括(状況把握、総合調整、組織体制の決定)すること

# 物資調達 · 輸送班

被災地の生活に必要不可欠な物資を円滑に供給するため、広域的な物資調 達及び、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送活動に関する調整を行うこと

### 避難者生活支援チーム

避難所数、避難者数、ニーズ・問題点等の把握、住宅の整理に関すること

# 非常災害現地対策本部

設 置 者: 内閣総理大臣

本 部 長: 内閣府副大臣又は内閣府大臣政務官

所管区域 : 熊本県 設置場所 : 熊本県

設置期間 : 平成28年4月15日から現地における

被災地方公共団体に対する国の支援

や相互の連絡調整のため必要と認め

られる期間

39

# 平成28年熊本地震におけるプッシュ型物資支援の状況



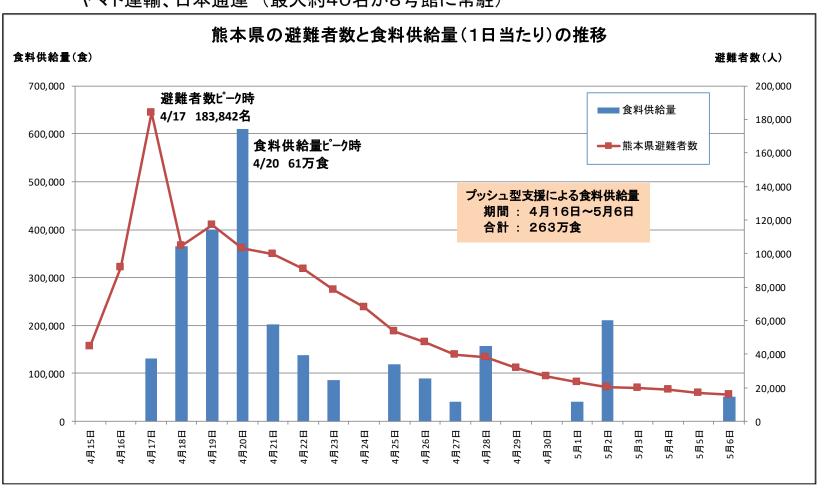
〇4月16日の本震後、直ちに8号館に物資調達・輸送班を設置し、 熊本県からの要望を待たずにプッシュ型により約263万食の支援を実施。

<物資調達・輸送班>

設置場所: 中央合同庁舎8号館3階

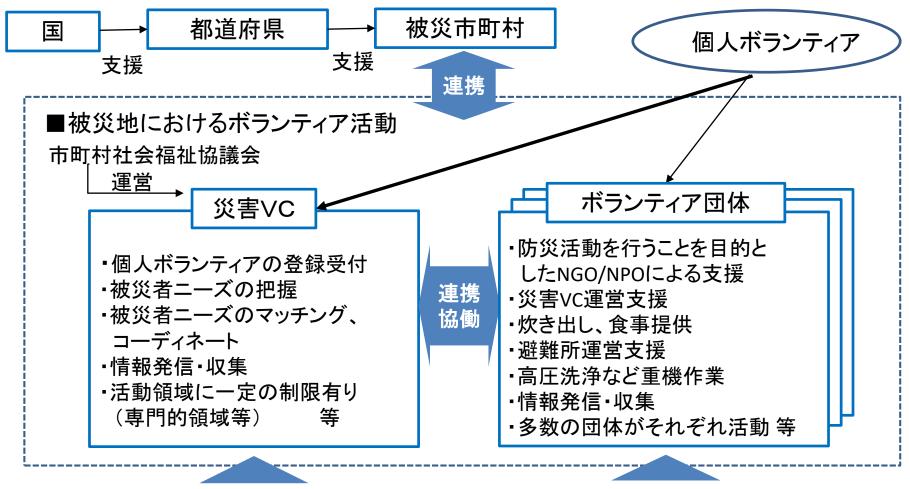
班 体 制: 内閣府、防衛省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、消防庁、

ヤマト運輸、日本通運 (最大約40名が8号館に常駐)



# NPO等と行政との協働・連携

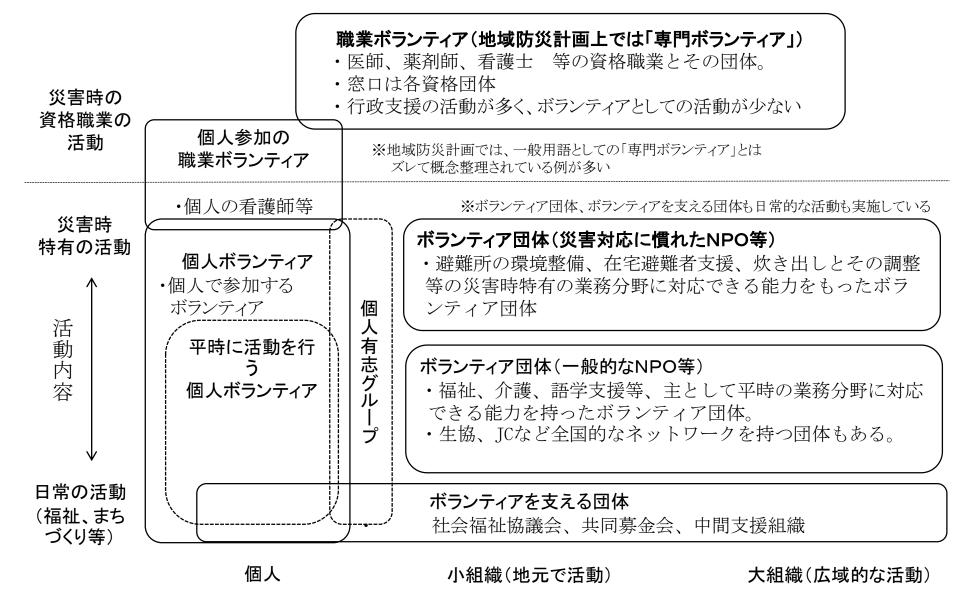
# 災害発生時のボランティア活動の関係図



- ・隣接した他の社協、都道府県社協、 全社協による人的支援
- ・企業、NPO、社協、共同募金会などによる、『災害ボランティア活動支援プロジェクト会議(支援P)』
- •中央共同募金会『災害等準備金』等

- ・中間支援組織、ネットワーク団体
- •各種助成

# 参考:災害時の「ボランティア」に関する主体面からの整理



# ボランティアに関する近年の動き

	ノナハベテレゼニヽー ノ	マンエチャン	
(発生年)	く主な災害とボランティ <sup>(名称)</sup>	ノ 石 リン (延べ参加人数)	<関連する動き> 
平成7年	阪神・淡路大震災 (ボランティア元年)	約137.7万人	■災対法改正(H7年) 行政が『ボランティアによる防 災活動の環境整備』に努める旨
平成 9年	ナホトカ号海難事故	約2.7万人	明記
平成16年	台風23号	約4.4万人	■災害ボランティアセンター (以下災害VC)
平成16年	新潟県中越地震	約9.5万人	主に社会福祉協議会が運営主体
平成19年	能登半島地震	約1.5万人	を担うことが主流に 
平成19年	中越沖地震	約1.5万人	■防災ボランティア活動検討会 H16年から内閣府にて開始
平成21年	台風9号	約2.2万人	■災対法改正(H25 年)
平成23年	東日本大震災	(※) 約145万人	『行政がボランティアとの連携 に努める』旨明記
平成26年	広島豪雨災害	約4.4万人	,
平成27年	関東・東北豪雨災害	約5.3万人	大規模な災害が発生すると、沢山 の個人ボランティアが被災地に駆
平成28年	熊本地震	約11.5万人	け付けることが定着   ~-----------

# 「災害対策基本法」でのボランティアの位置づけ

### 第5条の3 〈平成25年の改正により追加〉

国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

### 第8条2項 <第13号が平成7年の改正により追加>

国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

13 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項

# 国の「防災基本計画(平成28年5月)」におけるボランティアの位置付け①

#### 第1編 総則

### 第2章 防災の基本理念及び施策の概要

- (1) 周到かつ十分な災害予防
  - ○災害予防段階における施策の概要は以下の通りである。
    - ・国民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により、国民の防災活動の環境を整備する。
- (2) 迅速かつ円滑な災害応急対策
  - 〇災害応急段階における施策の概要は以下の通りである。なお,災害応急段階においては,関係機関は,災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。
    - ・ボランティア、義援物資・義援金、海外等からの支援を適切に受け入れる。

### 第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応

~(略)~ 一方, 人口減少が進む中山間地域や漁村等では, 集落の衰退, 行政職員の不足, 地域経済力の低下等がみられ, これらへの対応として, 災害時の情報伝達手段の確保, 防災ボランティア活動への支援, 地場産業の活性化等の対策が必要である。

# 国の「防災基本計画(平成28年5月)」におけるボランティアの位置付け①

# 第2編 各災害に共通する対策編

第1章 災害予防

第3節 国民の防災活動の促進

- 3 国民の防災活動の環境整備
  - (2) 防災ボランティア活動の環境整備
    - 〇市町村(都道府県)は、平常時から地域団体、NPO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア団体と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。
    - 〇国[内閣府, 消防庁, 文部科学省, 厚生労働省等]及び市町村(都道府県)は, ボランティアの自主性を尊重しつつ, 日本赤十字社, 社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り, 災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう, その活動環境の整備を図るものとする。その際, 平常時の登録, 研修制度, 災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制, 防災ボランティア活動の拠点の確保, 活動上の安全確保, 被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するものとする。

第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策, 災害復旧・復興への備え

- 10 防災関係機関等の防災訓練の実施
  - (2) 地方における防災訓練の実施
    - 〇地方公共団体,公共機関等は、自衛隊、海上保安庁等国の機関と協力し、また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するものとする。

#### 第2編 各災害に共通する対策編

第2章 災害応急対策

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

- 6 国における活動体制
- (4)非常災害対策本部の設置と活動体制
  - 〇非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びにボランティア団体及び各種団体の代表者等のその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めるものとする。
- (5) 緊急災害対策本部の設置と活動体制
  - ○緊急災害対策本部長は、当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びにボランティア団体及び各種団体の代表者等のその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めるものとする。

# 国の「防災基本計画(平成28年5月)」におけるボランティアの位置付け②

第2編 各災害に共通する対策編

第2章 災害応急対策

第8節 保健衛生, 防疫, 遺体対策に関する活動

- 1 保健衛生
  - 〇国[厚生労働省]及び地方公共団体は、被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努める~(略)~
  - 〇特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

### 第11節 自発的支援の受入れ

- 1 ボランティアの受入れ
  - ○国〔内閣府等〕,地方公共団体及び関係団体は,相互に協力し,ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに,ボランティアの受付,調整等その受入体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して,老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに,必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど,ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。
  - ○また、地方公共団体は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

### 第5編 風水害対策編

第1章 災害予防

第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

- 1 災害発生直前対策関係
  - (2) 住民の避難誘導体制
    - 〇市町村は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

### 第7編 雪害対策編

第1章 災害予防

第1節 雪害に強い国づくり、まちづくり

- 2 雪害に強いまちづくり
  - (2) 除雪体制等の整備
    - 〇市町村は、地域住民からなる地域コミュニティによる除雪を促進するとともに、 ボランティア等地域外からも雪処理の担い手を確保する等の方策を講じるものとする。

共通する対策編」と同様の記載は省略。※個別の災害編では、 第2編 各災害に

# 「茨城県地域防災計画(風水害等対策計画編) 平成27年3月」におけるボランティアの位置づけ①

- 4 ボランティア組織の育成・連携
- (1) 防災ボランティアの定義

防災ボランティアは、一般ボランティアと専門ボランティア(医療・防疫、語学、アマチュア無線)とに区分し、次の表に示す県、関係団体等がそれぞれ受入れ、紹介等に係る調整を行う。

また、災害発生時を想定した一般ボランティアと専門ボランティアとの連携のあり方を協議する連絡会を設置し、防災ボランティアの平常時からの円滑な運営・協力体制の構築に努めるものとする。

区分	活動内	容	養成・ 登録の有無	担当窓口	受入れ窓口	
一般	水汲み,	食事の提供, 清掃, 救援物資 ・配布, 情報の 共, 介護, 手話	養成有り 登録有り	県(保健 福祉部) 市町村	県社会福祉 協議会 市町村社会 福祉協議会	
医療 • 防疫	調剤業務 け・管理, 指導(薬) 理・栄養	(医師・看護師), , 医薬品の仕分 消毒等の防疫 削師), 健康管 指導(保健師), 賃(歯科医師, 歯	養成無し 登録無し	県(保健 福祉部)	<b>県医師会</b> 県歯科医師 会 <b>県薬剤師会</b> <b>県看護協会</b>	
語学	外国語通	訳•翻訳	養成有り 登録有り	県(生活 環境部)	国際交流協 会	
アマチュア無線		非常通信	養成無し 登録無し	県(生活 環境部)	県防災·危 機管理課	

なお、一般ボランティアについての取り扱いについては、次のとおりとする。

(2) 一般ボランティアの担当窓口の設置

県及び市町村は、災害発生時におけるボランティア活動を支援するため、 あらかじめ一般ボランティアの「担当窓口」を設置する。

県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会は、災害発生時におけるボランティア活動の「受入れ窓口」となることとし、災害発生時には、その活動が円滑に行われるよう、あらかじめその機能を整備するものとする。

# 「常総市地域防災計画(風水害等対策計画編) 平成25年3月」におけるボランティアの位置づけ①

第13節 ボランティア活動体制の整備計画

大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市及び防災関係機関だけでなく、事業所はもとより企業を含めた住民の自主的な防災活動の参加及び災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティアの自発的支援が必要である。

市及び市社会福祉協議会は、ボランティアが円滑に救援活動が行えるよう体制整備を図るものとする。

第1 防災ボランティアの定義

防災ボランティアは、一般ボランティアと専門ボランティア(医療、語学、アマチュア無線)とに区分し、次の表に示す関係団体等がそれぞれ受入れ、派遣等に係る調整を行う。

また、災害発生時を想定した一般ボランティアと専門ボランティアとの連携のあり方を協議する連絡会を設置し、防災ボランティアの平常時からの円滑な運営・協力体制の構築に努めるものとする。

区分	活動内容		養成・ 登録の有無	担当窓口	受入れ窓口	
一般		汲み、清 物資の仕 午、情報の	養成有り 登録有り	県(保健福祉部) 市(社会福祉課、市社会福祉協議会)	県社会福祉協 議会 市社会福祉協 議会	
医療防疫	(略)		養成無し登録無し	県(保健福祉 部)	県医師会 県歯科医師会 県薬剤師会 県看護協会	
語学	外国語通訳·翻訳		養成有り 登録有り	県(生活環境 部)	国際交流協会	
アマチュア無線 非常信		非常通 信	養成無し 登録無し	県(生活環境 部)	県防災·危機 管理課	

# 「茨城県地域防災計画(風水害等対策計画編) 平成27年3月」におけるボランティアの位置づけ②

(3)「受入れ窓口」の整備と応援体制の確立

県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会は、「受入れ窓口」の円滑なボランティア活動を促進するため、体制整備を強化するとともに、市町村社会福祉協議会間における相互応援協定を締結し、災害時の体制強化を図るものとする。

(4) 一般ボランティアの養成・登録

県社会福祉協議会は、一般ボランティアの養成・登録にあたり、次の対策を 実施する。

1)コーディネートシステムの構築

災害時にボランティアの受入れ、調整、紹介が一元化して行えるようボランティアのコーディネートシステムをあらかじめ調整し、関係機関等と共同でマニュアルを作成する。その際、コーディネーターが行う業務は次の通りとする。

[県の拠点施設における業務]

- ① 紹介先,紹介人数,活動内容等の市町村レベルでのボランティアの調整
- ② ①に基づくボランティアの紹介
- ③ 県社会福祉協議会に直接登録しているボランティアの調整及び紹介 [市町村の拠点施設における業務]
  - ① 紹介先、紹介人数、活動内容等のボランティアの調整
  - ② ①に基づくボランティアの紹介
  - ③ ボランティアが不足している場合の県社会福祉協議会への応援の要請
- 2) ボランティアリーダーの養成(略)
- 3)ボランティアコーディネーターの養成(略)
- 4) 一般ボランティアの登録 災害時におけるボランティア活動を希望する者の登録を行い、その登録リストを市町村社会福祉協議会へ通知し、登録情報の共有化を図る。
- (5) 一般ボランティア団体のネットワーク

県社会福祉協議会は、県内のボランティア団体、ボランティア関連団体、企業、大学等とのネットワーク化を進め、災害時における協力体制を整備する。

- (6) 一般ボランティアの活動環境の整備
- 1)ボランティア活動の普及・啓発(略)
- 2) 一般ボランティアの活動拠点等の整備(略)
- 3)ボランティア保険への加入促進(略)

# 「常総市地域防災計画(風水害等対策計画編) 平成25年3月」におけるボランティアの位置づけ②

第2 一般ボランティアの担当窓口の設置

市は、災害発生時におけるボランティア活動を支援するために、あらかじめ社会福祉課に防災ボランティアの担当窓口を設置する。

災害時におけるボランティア活動の受入れ窓口は、市社会福祉協議会が設置するが、災害発生時にその活動が円滑に行われるよう、あらかじめ市は市社会福祉協議会と協議をしておくものとする。

市及び市社会福祉協議会は、ホームページに「ボランティアの受入れ窓口」を掲載するなど、広く周知する。

第3 一般ボランティアの活動環境の整備

市及び市社会福祉協議会は、次の活動環境の整備を実施する。

1 ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、住民、企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努めるものとする。

2 一般ボランティアの活動拠点等の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

3 ボランティア保険への加入促進

市は、市社会福祉協議会とともにボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険の助成に努める。

# 内閣府におけるこれまでの防災ボランティアに関する取組①

# ボランティア (支援側)に対する働きかけ

- 〇防災ボランティアの「お作法」集(平成17年)
  - ・外部支援者だけで意思決定するのは止める、自分の 世話は自分で行い被災地に迷惑をかけない等の最低 限のマナーのまとめ
- ○防災ボランティア活動の情報・ヒント集(平成17年)
  - ・災害ボランティアセンターの設置運営ノウハウ
  - ・ボランティアの安全衛生の確保
  - 業務範囲のあり方
  - •各種届出様式 等
- 〇寒冷環境下における防災ボランティア活動の安全衛生 に関する情報・ヒント集(平成19年)

### 防災ボランティア 「お作法」集



### 防災ボランティア活動 の情報・ヒント集



寒冷環境下における ~情報・ヒント集



# 地方公共団体等受入れ側(受援側)に対する働きかけ

地域の「受援力」を高めるために(平成22年)

ボランティアを受け入れる立場の地方公共団体等に、防災ボランティア活動とはどのようなものか、ボランティアを地域で受け入れるための知恵などについて記載。



# 受援側・支援側双方に対する働きかけ

防災ボランティア活動に関する広域連携の体制構築に向けて(平成23年)

地域で防災ボランティア 活動にかかわる防災ボランティア活動団体、行政等の「広域連携」の検討を進めてゆくためのポイント集。



# 内閣府におけるこれまでの防災ボランティアに関する取組②

# ボランティア間のネットワーク形成支援

「防災ボランティアのつどい」を開催し、ボランティア相互の交流促進を図る(平成7年~)。







# 検討会の開催

〇防災ボランティア活動に関する議論の促進 「防災ボランティア活動検討会」(平成16年~)





# 防災ボランティアの広域連携訓練

東日本大震災では被害が甚大であったことから被災地域と災害対応能力の間に大きなギャップが生じた。被災地外から多くの支援が被災地に寄せられたが、被災地域の各主体の受援力の低下により、効果的な支援が困難な例が見られた。これらから被災地内外の連携調整を行う必要性が認識された。

広域連携訓練の実施場所

- 〇平成25年度 静岡県、高知県
- 〇平成26年度 東京都





平成28 年12 月14 日1 8 時0 0 分現在 非常災害対策本部

- 1 地震の概要 (略)
- 2 人的・物的被害の状況 (略)
- 3 避難の状況 (略)
- 4 その他の被害状況 (略)

#### 5 政府の主な対応

(11) 災害ボランティア等の活動状況

ア 社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターに関する状況

- (ア)全国社会福祉協議会の対応 (略)
- (イ)災害ボランティアセンターの設置に向けた対応 (略)
- イ NPO/NGO 等のボランティア団体の活動(JVOAD 準備会※提供情報)
  - ※JVOAD 準備会:全国災害ボランティア支援団体ネットワーク準備会

【活動団体数】8月31日時点

・熊本県域(一部大分県含む)で活動しているNPO/NGO 等の連携会議「熊本地震・支援団体火の国会議(以下、「火の国会議」)」に参加するNPO/NGO 等(以下、NPO 等)支援団体、民間企業、大学等 300 団体(活動のための現地調査中の団体含む)

### 【主な動き】

- 〇行政とNPO 等との連携・協働
- •4月27日:「火の国会議」参加NPOと県が連携し、個人からの支援物資を避難所へ配送する業務を開始。
- ・4 月28 日:政府現地対策要員、熊本県関係課、県社協による「被災者支援に関する関係機関連絡会議」が開催。熊本県庁、NPO 等、社協の連携による円滑な被災者支援のため、週2 回の定例会議(月曜日、木曜日10 時30 分~)の開催が決定。
- •5月5日:熊本市内で活動するNPO等など支援団体と熊本市で今後の市内の避難所運営に関する会議が開催された。現在、区毎にNPOの担当を決め、避難所の現状を精査及び支援内容の検討を行うとともに、適宜実施。
- •5月6日:熊本県関係部局、熊本市の協力を得て、「火の国会議」参加NPO等が5月2日~4日(予定)に熊本県内の全ての避難所を対象としたアセスメントを実施し、「火の国会議」参加NPO等が直接調査する避難所については熊本県及び政府現地対策本部に報告した。この結果を受け、火の国会議参加のNPO等が避難所の生活環境の向上を図っている。

(以下略)

6 各省庁等の対応等

(以下略)

# 熊本地震での事例(個人ボランティアの活動状況) 単成28年5月13日非常災害対策本部資料

ボランティアの活動状況について

- ■一般の個人ボランティアを受け入れて、被災者の支援活動を行うボランティアセンター。
- ■被災地の各市町村社福祉協議会(以下社協)が、行政や県社協、全社協などと連携して開設・運営。

# 【各ボランティアセンターの状況】

※5月11日の参加実績(厚生労働省資料をもとに内閣府にて作成)

	No.	市町村名	開設日	参加実績   (単位:人)   No.   市町村名     5/11   累計	主な活動内容			No.	市町村名	開設日	募集範囲	主な活動内容	参加実績 (単位:人)	
		·[			NURA F	37.40	T.9/13/17	5/11	累計					
	1	菊池市	4/19	市内	<u>※ニーズ調査、ボランティア受付のみ</u>	-	661	9	合志市	4/22	<u>市内</u>	<u>ニーズ調査</u>	-	679
	2	宇土市	4/19	<u>熊本県内</u>	避難所運営サポート、支援物資 仕分けなど	21	2,235	10	菊陽町	4/22	<u>熊本県内</u>	避難所の運営サポート、 支援物資の仕分け、被災 家屋の片付けなど	5	1,493
	3	宇城市	4/19	<u>全国</u>	避難所運営サポート、支援物資の仕分け、在宅の要配慮者の 生活復旧など	108	2,581	11	美里町	4/22	<u>町内</u>	<u>ニーズなし</u>	0	183
熊本県	4	南阿蘇村	4/20	<u>熊本県内</u>	避難所運営サポート、支援物資 の運搬など	57	2,603	12	西原村	4/24	<u>全国</u>	被災家屋の片付け、子どもの遊び相手など	105	2,927
乐	5	山都町	4/21	<u>町内</u>	ニーズなし(防災無線を活用し最終的なニーズ掘起し中)	0	163	13	甲佐町	4/25	<u>県内</u>	被災家屋の片付け、瓦礫 撤去など	23	517
	6	益城町	4/21	<u>全国</u>	避難所運営サポート、支援物資 の運搬など	440	9,164	14	阿蘇市	4/26	-	5/3で災害ボランティアセ ンターを閉鎖	-	718
	7	熊本市	4/22	<u>全国</u>	ボランティア依頼のポスティング 作業およびセンターの運営支援	560	15,619	15	嘉島町	4/26	<u>熊本県内</u>		41	756
	8	大津町	4/22	<u>九州内</u>	被災家屋の片付け、清掃活動 など	40	1,423	16	御船町	準備中	<u>九州内</u>	支援物資の仕分けと運搬 など	27	989
大分県	1	由布市	4/20	-	4/26で災害ボランティアセンター を閉鎖	-	204	2	竹田市	準備中	_		_	_
	当日参加者人数 1,427人 / 累計参加者人数 42,915人													

# 熊本地震での事例(専門的なノウハウを有するNPOの活動)

# NPO/NGO等の連携・協働を行うための体制の構築

OJVOADが熊本県域(一部大分県含む)で活動しているNPO/NGO等に対し呼びかけ、連携・協働を行うための会議「<mark>熊本地震・支援団体火の国会議</mark>(以下、「火の国会議」)」を4月19日(火)に設立した。

※JVOAD:全国災害ボランティア支援団体ネットワーク

〇以降、毎晩19時より、活動地域・活動内容の報告・調整、相互に補完できる業務の調整を行っている。 参加団体数 174団体(5月10日現在)

(今後の活動のため現地調査中の団体含む)

○内閣府は、火の国会議の設立及びNPOと県との連携・協働を図るため、熊本県と調整した。

火の国会議の様子



# NPOと行政との連携・協働体制

# 熊本県

- 〇4月19日(火)より、火の国会議に参加するNP 〇、国、熊本県関係課の連携・協働による円滑 な被災者支援のため、情報共有、施策の調整 等を行う会議を随時開催。
- 〇上記に県社協を加え「被災者支援に関する関係機関連絡会議」を設立し、4月28日(木)より週2回(月、木、10時30分)の定例開催としている。

### 熊本市

〇5月10日(火) 以降、火の国会議に参加するN POと熊本市との連携会議を週2回(火、金10時 30分~)開催している(適宜、国も出席)。

# 益城町

○5月12日(木)に、火の国会議に参加するNPO、 国、熊本県、益城町、益城町社協等による「益 城がんばるもん会議(仮称)」を開催。定例化を 目指す。

「益城がんばるもん会議(仮称)」の様子



# 熊本地震での事例(NPO等による避難所改善)

# 避難所アセスメント

- 〇熊本県関係部局、熊本市の協力を得て、「火の国会議」 参加NPO等が、5月2日(月)~4日(水)に熊本県内の全 ての避難所を対象としたアセスメントを実施
- 〇「火の国会議」参加NPO等が直接調査した118箇所の 避難所については5月6日(金)に熊本県及び政府現地 対策本部に報告した。
- 〇結果を受け、火の国会議参加のNPO等が避難所の生活環境の向上を図っている。



避難所アセスメントの様子 出典:みらいサポート石巻(火の国会議参加団体)

# NPOが協力した 避難所の空間整序の例

JAR(難民支援協会)等が宇城市と連携し、宇城市松橋総合体育文化センターにおいて、避難者が主体的に避難所運営に関わるように巻き込みつつ、空間を整序した。



# 参考資料

全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD) 構成団体

特定非営利活動法人 国際協力NGOセンター 特定非営利活動法人 ジャパン・プラットフォーム 震災がつなぐ全国ネットワーク 公益社団法人 日本青年会議所 特定非営利活動法人 日本NPOセンター 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 日本赤十字社 日本生活協同組合連合会 東京災害ボランティアネットワーク チーム中越 カリタスジャパン 一般社団法人 クロスオーバーラボ 一般社団法人 情報支援レスキュー隊 特定非営利活動法人 難民支援協会 特定非営利活動法人 難民を助ける会 東日本大震災支援全国ネットワーク 一般社団法人 ピースボート災害ボランティアセンター 特定非営利活動法人 レスキューストックヤード

# 火の国会議参加NPOが熊本県から 依頼を受け、寄贈品を仕分け・配送 (4月27日開始)

企業や個人から NPOへの寄贈品 (各団体が直接扱 うものを除く)

- ・個人から県への 寄贈品
- ・企業から県への 小ロットの寄贈品

企業から県への 大ロットの寄贈品 例)カップ麺 5万食等

市町

のニーズとマッチングできたもの

全量

」 全量 |



火の国会議受託倉庫(熊本市西区上熊本)

参加·協力団体:

セカンドハーベストジャパン ピースボート災害ボランティアセンター レスキューストックヤード

WFP(国連世界食糧計画) 等



4月27日開設当初の様子 (写真提供:JVOAD)

市町村

配送NPO

避難所、被災者等

# ボランティア・NPOとの連携に関するまとめ

災害発生時のボランティアの受入れにあたっては、下記が重要。

- 災害ボランティアセンターの運営を社会福祉協議会任せにせず、状況を把握するとともに、行政のもつ情報を提供する他、連携して被災者生活支援にあたる。
- 個人ボランティアとは別に、被災地外から支援にやってくる、災害対応のノウハウ・スキルをもつNPOや、被災地において、平時は災害対応と関係のない活動をしている専門性をもったNPOなどと連携し、その活用を図る。

# 外部からの支援を上手に受け入れる『受援力』を高める取組

- 〈平 時〉発災時に備え、社会福祉協議会やNPOなどと、定期的な交流や訓練などを通じ、顔の見える関係構築が必要。
- <発災時>ボランティア・NPOが、行政の手が届かない被災者支援に取り組むことを認識し、社会福祉協議会やNPOなどと情報共有する場を設けるなど連携を図ること。

# 国民の防災意識向上に向けた施策

# 第三回 国連防災世界会議 概要



# 国連防災世界会議とは

- ■国連防災世界会議はグローバルな防災戦略を策定する国連主催の会議であり、第1回世界会議 (1994年、横浜市)、第2回世界会議(2005年、兵庫県神戸市)、第3回世界会議(仙台市)と もに日本で開催。
- ●第2回世界会議で「兵庫行動枠組」を採択し、2005年から2015年までの国際的な防災の取組指針である兵庫行動枠組 (Hyogo Framework for Action: HFA) を策定。
- ●第3回世界会議で「仙台防災枠組2015-2030」を策定し、今後15年間の取組の枠組とした。

# 第3回国連防災世界会議の結果概要

2015年3月14日(土)~18日(水)に仙台市で開催。成果文書は以下の2点

● 仙台防災枠組2015-2030:

「兵庫行動枠組」の後継枠組として、期待される成果と目標、指導原則、優先行動、関係者の役割や国際協力を規定。事前の防災投資、「より良い復興(Build Back Better)」、多様な主体の参画によるガバナンス、人間中心のアプローチ、女性のリーダーシップの重要性等、日本が重視する点が盛り込まれている。

- 仙台宣言:各国の防災に対する政治的コミットメントを表明。
- ●187か国、国際機関、認証NGO等6,500人以上、関連事業を含めるとのべ約15万人以上参加。我が国で開催された国連関係の国際会議として最大級。
- ●山谷防災担当大臣が議長を務めた。
- <u>「仙台防災協力イニシアティブ」を発表し、今後4年間で計40億ドルの協力の実施及び計4万人の</u> 人材育成を行うことを表明。
- ●本体会合以外にも、総合フォーラムやシンポジウム、展示会、被災地視察などが実施された。

# 防災推進国民会議の設立(平成27年9月)



# く背景>

《第3回国連防災世界会議を受けて》

- 本年3月、仙台にて第3回国連防災世界会議が開催(安倍総理が御出席)
- 会議で採択された、今後15年間の国際的な防災の指針である「仙台防災枠組2015-2030」において、 各国政府は、ステークホルダー(※)に対し、災害リスク削減に関して行動をとるよう奨励 (※市民社会、ボランティア、地域団体、学術界、企業、メディアなど)

# <趣旨>

国民の防災に関する意識向上に関し、広く各界各層との情報及び意見の交換並びに、その他の必要な連携を図り、中央防災会議と協力しつつ、国民の防災に関する意識向上を図るため、「防災推進国民会議」を開催する。 ※平成27年7月29日 中央防災会議会長(内閣総理大臣)決定

依頼

# 防災推進国民会議

(平成27年9月17日 第1回会議開催) (平成28年10月20日 第2回会議開催)

議 長:近衞 忠煇(日本赤十字社社長)

副議長: 秋本 敏文(公益財団法人日本消防協会

会長/一般財団法人日本防火・防災協会会長)

議員:各界各層の団体の有識者

(=団体・組織の長)39名。

役 割:防災に関する普及啓発。

# <del>一一</del> 中央防災会議

会 長:内閣総理大臣

構 成:防災担当大臣他閣僚、指定公共

機関の代表者、学識経験者

役 割:防災基本計画作成、防災に関する

重要事項の審議

当面の活動方針:全体会議の開催(毎年少なくとも1回)、統一的な普及啓発資料の作成・普及、 政府の事業等への協力、ウェブサイト「TEAM防災ジャパン」を通じた積極的な

情報発信

# 防災推進国民会議の構成団体

経済界・労働組合			合	日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所、 日本労働組合総連合会、日本青年会議所				
地	方 六 団 体 全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国都道府県議会議長会、 全国市議会議長会、全国町村議会議長会							
教	文 育 界			日本PTA全国協議会、全国子ども会連合会、全国連合小学校長会、 全日本中学校長会、全国高等学校長協会、全国都道府県教育委員会 連合会、全国市町村教育委員会連合、国立大学協会、日本私立大学 団体連合会、公立大学協会				
学	術界			日本学術会議、防災学術連携体				
X	デ	1	ア	日本放送協会、日本民間放送連盟、日本新聞協会、日本雑誌協会				
医	療	関	係	日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会				
福	祉	関	係	全国社会福祉協議会				
消	防	関	係	日本消防協会、全国消防長会、日本防火・防災協会				
障	害者	首 団	体	日本障害フォーラム(JDF)				
女	性	寸	体	全国地域婦人団体連絡協議会				
上	記	以	外	日本赤十字社、日本財団、日本生活協同組合連合会				

# 防災推進国民大会の開催(平成28年8月)



〇国民の防災意識の向上、避難行動の定着等を 図るため、国民各層の多様な団体・機関等が 一堂に会し、防災に関する総合イベントを実施。

〇日時: 平成28年8月27日(土)~28日(日)

〇場所:東京大学本郷キャンパス

〇主催:第1回防災推進国民大会実行委員会 (内閣府、防災推進協議会、防災推進国民会議)

〇実績:

出展団体数 : 61、出展数:82

来場者数 : 約1万2千人 生中継閲覧数 : 約1万2千人

(インターネット中継)

〇報道

TBS、日本経済新聞、東京新聞 等



開会宣言を行う松本防災担当大臣(安田講堂)



災害についての学術発表の様子(山上会館)

# 防災意識向上に向けた啓然動画のお知ら世

内閣府では防災意識の向上や、学校現場における防災教育に活用いただける動画を製作し、防災に関する情報が集約されたポータルサイト「TEAM防災ジャパン」で公開しています。小中学校の防災教育、自治体等での防災担当者向け研修など各種啓発活動に広くご活用ください。

# ●くまモン特別講座!くまでもわかる!?「地震への備え」 (約7分30秒)

食料の備蓄や家具の固定など、ご家庭で日頃から取り組める「地震への備え」や、共に助け合う被災地支援などについて、平成28年熊本地震を経験した人気ご当地キャラクターのくまモン(熊本県)が分かりやすく説明します。



備えについて話し合うご当地キャラクターたち



家具の固定について解説するくまモン



日常で出来る備蓄「ローリング・ストック」



被災地での助け合い

## ●東日本大震災の教訓を未来へ~いのちを守る防災教育の挑戦~ (約10分)

東日本大震災時、小中学生が主体的な避難行動を実践し、多数の命が救われたことで知られる岩手県釜石市と、南海トラフ巨大地震の被災想定で最大津波高34mという厳しい数字を示された中「犠牲者ゼロ」を目指し、町を挙げて対策に取り組む高知県黒潮町。この両地域の取組を、中学生や現場で実際に関わっている方々のインタビューを交えながら、防災教育を中心にご紹介します。



「津波てんでんこ」の教え



「いのちを守る防災教育」を語る釜石中学生



黒潮町民による「地区防災計画」の策定



黒潮町中学生が作成した「防災マップ」

# 今後、発生の恐れのある大災害と対策

# 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の概要



# これまでの経緯

- H14.7 東南海·南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
- H16.3 東南海·南海地震防災対策推進基本計画 作成
- H25.11 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 (東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 改正)
- H26.3 南海トラフ地震防災対策推進基本計画 作成 (東南海・南海地震防災対策推進基本計画 廃止)

# 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の概要

# 第1章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項

・最悪の被害様相を念頭においた上で、<u>予防対策、応急対策を検討</u>し、 着実に推進することをもって被害の軽減を図る

# 第2章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する 基本的方針

・南海トラフ地震の特徴を踏まえ、<u>国、地方公共団体、地域住民等、</u> 様々な主体が連携し、計画的かつ速やかに防災対策を推進

# 第3章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策

- •「基本的方針」を踏まえて、地震対策、津波対策等の施策を実施
- 各施策に係る具体的な目標及びその達成期間を設定

### 今後10年間で達成すべき減災目標

- ○想定される最大の死者数: 約33万2千人 から 概ね8割減少
- ○想定される最大の建築物全壊棟数 約250万棟 から 概ね5割減少

# 第4章 南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施 に関する基本的方針

- ・防災基本計画の災害応急対策に係る部分に加え、本章の対策を推進
- ・発災時は被害の全容把握を待たず行動を開始し、被害を最小化
- 国と地公体が一体的な災害応急対策を実施するため、具体計画を作成

# 第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項

・「推進計画」に記載すべき事項

# 第6章 南海トラフ地震防災対策計画の基本となるべき事項

・「対策計画」に記載すべき事項

### 減災目標を達成するための施策について具体目標等を設定

- (1)人的被害の軽減
  - (例)・津波避難施設(津波避難ビル等)の指定【28%(H23)⇒ 100%】
    - ·防災行政無線(同報系)等の整備率【83%(H25)⇒100%】
- (2)物的被害の軽減
  - (例)・住宅の耐震化【79%(H20)⇒ 95%(H32)】
    - ・ポリエチレン管等、耐震性の高い導管の導入率 【80.6%(H24)⇒90%(H37)】

# 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画の概要



# 救助•救急、消火等

◎重点受援県以外の37県の広域応援部隊の派遣(最大値)

警察 : 1.6万人消防 : 1.7万人自衛隊 : 11万人 等

◎航空機620機、船舶470隻

# 医療

◎DMAT(登録数1,323チーム) に対する派遣要請、陸路・空 路参集、ロジ支援、任務付与

○被災医療機関の継続・回復 支援(人材、物資・燃料供給等)

◎広域医療搬送、地域医療搬送による重症患者の搬送

### 物資

◎発災後4~7日に必要な救援 物資を調達し、被災府県の拠点 へ輸送

·水:応急給水46万m3

・食料:7200万食 ・毛布:600万枚

・おむつ:480万枚

簡易トイレ等:5400万回 等

# 燃料

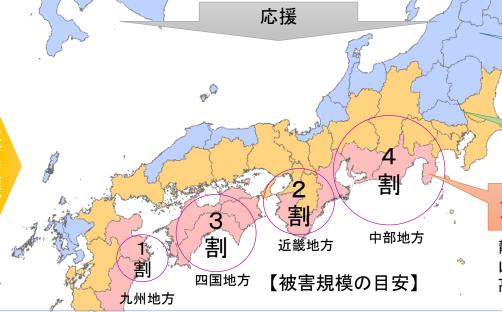
- ◎石油業界の系列を超えた供給体制の確保
- ◎緊急輸送ルート上の中核SS 等への重点継続供給
- ◎拠点病院等の重要施設への要請に基づく優先供給

国は、緊急対策本部の調整により、被害の全容把握、被災地からの要請を待たず直ちに行動(プッシュ型での支援)

# 緊急輸送ルート、 防災拠点

◎人員・物資の「緊急輸送ルート」を設定、発災時に早期通行確保

◎各活動のための 「防災拠点」を分野 毎に設定、発災時に 早期に確保



巨大地震でも被害が 想定されない地域

巨大地震では被害が 想定されている地域

# 重点受援県

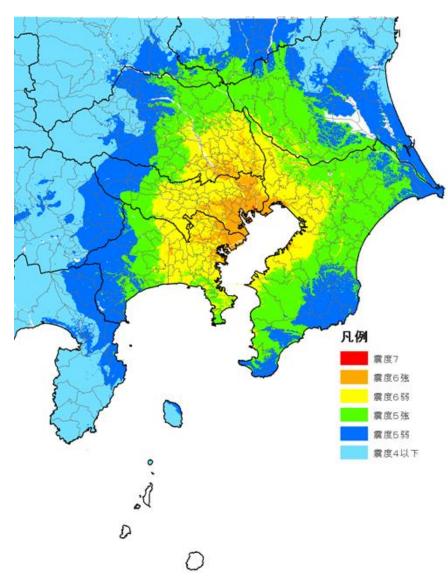
静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県、大分県、宮崎県

# 具体計画のポイント

- ①人命救助に重要な72時間を意識しつつ、緊急輸送ルート、救助、医療、物資、燃料の各分野でのタイムラインと目標行動を設定(例:24hで広域移動ルートを確保、広域応援部隊が順次到着、等)
- ②広域応援部隊、全国の応援DMATの派遣は、被害が甚大な地域(重点受援県10県)に重点化

# 都区部直下地震の被害想定(平成25年12月)





震度分布(都心南部直下地震)

防災対策の対象地震

都区部直下地震

\* 東京湾内の津波は小さい(1m以下)

【都心南部直下地震】M7.3

被害想定(最大值、未対策(現状))

- 全壊・焼失家屋: 最大約 61万棟

- 死者 : 最大 約 2. 3 万人

- 要救助者 : 最大 約 7. 2 万人

- 被害額

資産等の被害 : 約 47. 4兆円 経済活動への影響 : 約 47. 9兆円

※冬、夕方 風速8m/秒のケース (要救助者の最大は冬、深夜のケース)

# 首都直下地震緊急対策推進基本計画の概要



# これまでの経緯

- H17.9 首都直下地震対策大綱 [中央防災会議決定]
- H18.4 首都直下地震の地震防災戦略 [中央防災会議決定]
  - ↓ 〈東日本大震災発生(H23.3)〉
- H25.12 首都直下地震対策特別措置法施行 、首都直下地震の被害想定と対策について [首都直下地震対策検討WG最終報告]
- H26.3 首都直下地震緊急対策推進基本計画 [閣議決定]、政府業務継続計画(首都直下地震対策) [閣議決定] 首都直下地震緊急対策区域の指定 [内閣総理大臣指定]
- H27.3 首都直下地震緊急対策推進基本計画の変更(減災目標等の設定) [閣議決定]

# 首都直下地震緊急対策推進基本計画の概要

### 緊急対策の推進のための施策に関する基本的な方針

### (1)首都中枢機能の確保

- ・首都中枢機関の<u>業務継続体制の構築</u> 金融決済機能の継続性の確保、<u>企業本社等</u> における事業継続への備え
- ・ 首都中枢機能を支えるライフライン及びインフラの維持
- (2)膨大な人的・物的被害への対応
  - あらゆる対策の大前提としての<u>耐震化と火災対策</u>、 深刻な<u>道路交通麻痺対策</u>等、 膨大な数の<u>避難者・帰宅困難者</u>等

### 今後10年間で達成すべき減災目標

- ○想定される最大の死者数: 約2万3千人から概ね半減<sup>※</sup>
- ○想定される最大の建築物全壊・焼失棟数 約61万棟 から 概ね半減※

※東京都区部の南部を震源とする地震が 発生した場合の想定

- (3)地方公共団体への支援等
  - ・国は、調査研究成果を始めとする各種情報の提供、助言等を実施
- (4)社会全体での首都直下地震対策の推進
  - ・ <u>社会のあらゆる構成員が連携</u>した「自助」「共助」「公助」による 被害の軽減に向けた備え
- (5)2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応
  - ・ <u>外国人観光客の避難誘導対策</u>など安心して大会に参加・観戦 できるよう取組強化

### 減災目標を達成するための施策について具体目標等を設定

- (1)首都中枢機能の継続性の確保
- 例) ·物資の備蓄【100%(H28)】
- (2)膨大な人的・物的被害への対応
- 例)・住宅等の耐震化【現状79%(H20)⇒ 95%(H32)】
  - ・電気に起因する出火の防止

【感震ブレーカー等設置率(木密地域) 25%(H36年度)】

# 首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画の概要 🖊



# 救助•救急、消火等

- ◎1都3県以外の43道府県の広域応援部隊の派遣(最大値)
- ·警察 : 約1.4万人 ·消防 : 約1.6万人
- •自衛隊:約11万人(※) 等
- ◎航空機450機、船舶330隻

※1都3県に所在する部隊を含む。

### 医療

- ◎DMAT(登録数1,426チーム) に対する派遣要請、陸路・空路 参集、ロジ支援、任務付与
- ◎被災医療機関の継続・回復支援(人材、物資・燃料供給等)
- ◎広域医療搬送、地域医療搬送 による重症患者の搬送

後方支援

### 物資

- ◎発災後4~7日に必要な物資 を調達し、被災都県の拠点へ 輸送
  - ·飲料水:22万㎡(1~7日)
  - •食料:5,300万食
  - •毛布:34万枚
  - ・大人/乳幼児おむつ:416万枚
  - ·簡易トイレ等:3, 150万回分

### 燃料

- ◎石油業界の系列を越えた供給 体制の確保
- ◎緊急輸送ルート上の中核SS 等への重点継続供給
- ◎災害拠点病院等の重要施設 への要請に基づく優先供給

国は、緊急対策本部の調整により、被害の全容把握、被災地からの要請を待たず直ちに行動(プッシュ型での支援)

# 緊急輸送ルート、 防災拠点

- ◎人員・物資の「緊急輸送ルート」を設定、発災時に早期通行確保
- ◎各活動のための「防災拠点」を 分野毎に設定、発災時に早期 に確保

【本具体計画のポイント】

# 

# 帰宅困難者

- ◎一斉帰宅の抑制に向けた呼び かけや施設内等における待機
- ◎一時滞在施設等の活用
- ◎帰宅困難者への適切な情報提供

# 全域: 埼玉県、千葉県、東京都、神奈

①人命救助に重要な72時間を意識しつつ、緊急輸送ルート、救助、医療、物資、燃料の各分野でのタイムラインと目標行動を設定

②1都3県<a href="#">C 1都3県<a href="#">C 1都3県<a href="#">C 2 1 本3県<a href=

首都直下地震緊急対策区域

全域:埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 一部:茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、 長野県、静岡県

# 熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討WG(主なポイント)

# 1. 地方公共団体への支援の充実

### ○災害規模に応じた物資供給や人的支援のあり方

◇一般災害: 地方公共団体の要請に基づく「プル型支援」

◇大規模災害 : 地方公共団体の機能低下の懸念を踏まえ「プッシュ型支援」

◇広域大規模災害:十分な「プッシュ型支援」が困難な可能性。住民や企業を

含む備えの重要性について、地方公共団体と認識共有。

#### ○プッシュ型支援における自己完結の徹底

#### (人的支援)

◇応援側で、統括者を設置し、自立した支援が可能なチーム派遣

◇国・都道府県等が連携し、被災自治体へ応援職員を派遣する仕組み (物的支援)

◇調達から避難所への配送を含む全体最適の輸送システムの構築

◇地方公共団体に物資の到着予定を知らせる物資輸送管理システムの導入支援

#### ○市町村の防災体制強化

- ・市町村長や幹部職員向けの研修の充実
- ・市町村における受援を想定した防災体制づくりの強化
- ・支援人員数等を把握する災害対応支援システムの構築

### ○災害対応を円滑に進めるための見直し

- ・事務委任の活用により、予め指定都市と都道府県の役割分担を明確化 現行法による実施体制や広域調整のあり方についても検討
- ・港湾の利用調整等の管理業務に関する法的位置づけを国に付与

# 2. 被災者の生活環境の改善

- ○被災者の速やかな状況把握と支援体制の強化
  - ・保健師や医師、NPO等の連携により、避難所外も含め、被災者全体の情報を集約し、戦略的にケアする仕組みの整備

### ○避難所における運営力の強化

- ・避難所の自主運営のために事前の利用計画策定の推進
- ・乳幼児を抱える世帯や女性等への配慮のための、トレーラーハウス等の活用
- ・避難所運営を支援するためのアドバイザー制度の創設、NPO等との連携
- ・デイサービス施設等との協定の締結等による福祉避難所の指定促進、 地域住民に対する理解促進

# 3. 応急的な住まいの確保や生活復興支援

- ○罹災証明書発行の迅速化のための調査方法効率化やシステム活用
- ○応急仮設住宅のコスト削減やみなし仮設住宅の活用の徹底
- ○住宅等の被害に関する各調査の情報共有等による効率化の検討

# 4. 物資輸送の円滑化

#### ○輸送システムの全体最適化

- ◇国と都道府県が一体となって、民間物流事業者と連携した 調達から避難所までの輸送システムの構築
- ◇民間の物流事業者が管理する物資拠点を輸送拠点へ活用
- ◇被災地での作業低減のため、被災地外での拠点設置等

#### ○被災地が混乱しないよう個人や企業によるプッシュ型物資支援を抑制

◇民間企業:自社の輸送手段や社員による自己完結型で、

被災者個人に直接行う支援(炊き出しや日用品配布等)

◇個人: 義援金等の金銭による支援

#### ○物資輸送情報の共有

- ◇物資の到着予定情報の共有のための物資輸送管理システムの活用
- ◇物資のニーズ把握のためのタブレットや携帯端末の活用

#### ○個人二一ズを踏まえた物資支援

◇物流や流通の回復状況に応じた支援方法の変更 (プッシュ型 → プル型・現地調達)

# 5. ICTの活用

- ○災害時における官民の各機関が有する情報共有・活用の仕組み
- ○ビッグデータの活用による屋外避難者の把握のための技術開発

# 6. 自助・共助の推進

- ○家庭内物資を最大限活用する「家庭内循環備蓄」への発想転換
- ○住民同士の避難時の声かけ・安否確認や避難生活での物資持ち寄りの推進
- ○災害経験豊富な全国NPOから地域のNPOへのノウハウ伝授

# 7. 長期的なまちづくりの推進

○被災時の復興の手法に関するケーススタディによる事前準備

# 8. 広域大規模災害を想定した備え

- ○南海トラフ地震の具体計画等の見直し
- ○防災拠点となる建物のより高い安全性の確保を推進